

鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域住民がその計画から管理までの過程に参画することにより、地域の実情にあったバス停上屋の整備がなされる事業を補助し、もって、公共交通の利便性向上と利用促進に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の住民自治組織又はその連合体（以下「自治会等」という。）が主体となって行うバス停上屋を整備する事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う自治会等とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、バス停上屋1か所について補助対象事業に要する経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に3分の2を乗じて得た額（千円未満は、これを切り捨てる。）又は100万円のいずれか低い額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業計画書（様式第1号）及び鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業収支予算書（様式第2号）によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書及び同条第1号に掲げる書類は、それ

ぞれ鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業報告書（様式第1号）及び鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業収支決算書（様式第2号）によるものとする。

- 2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 3 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条、第 7 条関係）

年度鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業計画（報告）書

バス停名称（上り下りの別を含む。）	
路線名（バス事業者名を含む。）	
バス停上屋設置主体	
設置場所の用地所有者の住所氏名	
バス停上屋設置金額（円）	
<p>県産間伐材の利用の有無</p> <p>（県産間伐材の利用有の場合）</p> <p>・ 報告書として作成する場合、県産間伐材の産地名等を記載し、その旨がわかる資料を添付すること。</p>	（ 有 ・ 無 ）
バス停上屋設置計画から管理までの地域住民の参画の方法	
バス停上屋設置に伴う利用促進の方策	

注 1 本事業計画（報告）書には、必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

注 2 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が 5 % を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

様式第2号（第6条、第7条関係）

年度鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金事業収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増減額	摘要
鳥取市補助金				
地元負担金				
合 計				

（支出の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増減額	摘要
合 計				

鳥取市長 様

住所
氏名

____年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第 第 号で交付決定のあった鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金について、鳥取市住民参画型バス停上屋整備事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
 - 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - その他（ ）
- 6 添付資料
 - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
 - (4) 特定収入割合がわかる書類